

短期集中型訪問事業のご案内

元気向上訪問相談サービス

心身等の状況のため、通所型サービスに通うことが困難な方に対して、保健師等が居宅を訪問し自立した生活が送れるように生活機能や社会参加などについての助言・指導を行います。

こんなことはありませんか？こんな人は要注意!?

何事にもやる気がおきなくなった



日常の活動量が少なくなりました。



身の回りのことをする、外出するのがおっくうになってきた。



上記のようなことはありませんか？それは身体が弱っている危険サイン！そのまま放っておくと、どんどんできないことがふえていきます。

短期集中型訪問事業で身体の状態を回復させましょう！

元気向上訪問相談サービス

保健師等専門職が居宅を訪問し、うつや閉じこもり予防、生活機能向上、認知機能低下予防等に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を行うために必要な助言や指導をします。



サービスを利用できる方（1人1回のみ利用可能）

久留米市民の方で

- ・要支援1・2の方
- ・事業対象者に該当した方

利用者負担 なし

利用時間 1回60分程度（月2回まで）

利用期間 基本3か月

（ただし、介護予防ケアマネジメントにより事業の継続が心身機能・生活機能の改善に必須であると判断された場合は、さらに最大3か月まで延長可能）

サービスの利用については、担当の久留米地域包括支援センター職員等におたずねください。